議第 28 号

飛驒農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、飛驒農業共済 事務組合規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法 第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第218条の2の規定により、飛驒農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を明記するため、当該規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

飛驒農業共済事務組合規約の一部を改正する規約

飛驒農業共済事務組合規約(平成2年岐阜県指令飛総第2192号)の一部を次のように改正する。

| / 100年度 / 10/1 1 1 3 7 1 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 17/4/mi//11101 (7) 12 11/2 2/2 (7) (7) 11-9/2 7 (8) |
|--|---|
| 改 正 後 | 改正前 |
| (会計) | (会計) |
| 第15条 (略) | 第15条 (略) |
| | |
| (解散した場合の事務の承継) | |
| 第16条 組合が解散した場合においては、高山 | |
| 市が事務を承継する。 | |

附則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

飛驒農業共済事務組合規約の一部を改正する規約要綱

1. 改正理由

地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第218条の2の規定により、飛驒農業 共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を明記するため、当該規約の一部を改 正することについて、議会の議決を求めるものです。

2. 概要

(1) 組合が解散した場合においては、高山市が事務を承継することを規定します。

(第16条関係)

(2) この規約は、知事の許可があった日から施行します。

(附則関係)